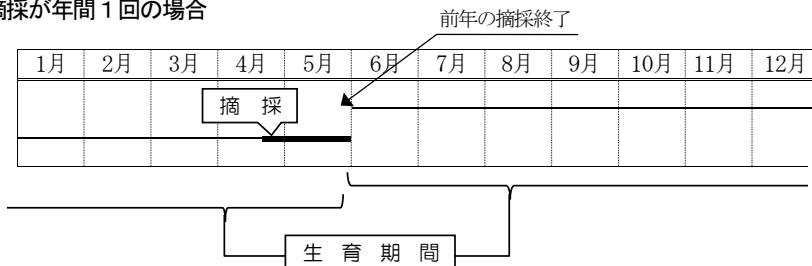


チャの農薬の使用回数の考え方

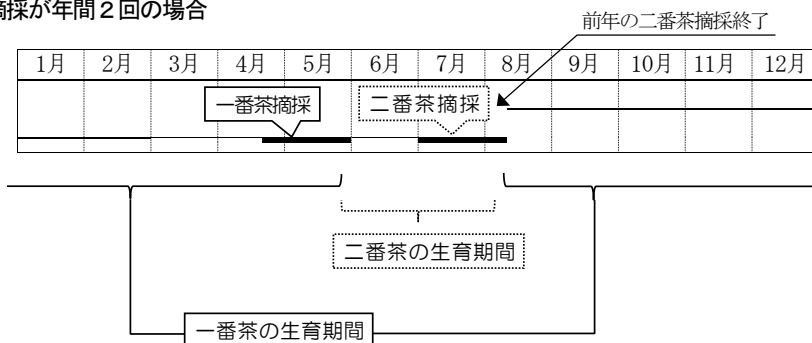
農薬のラベルには、「本剤の使用回数」と「〇〇（有効成分）を含む農薬の総使用回数」が表示され、どちらも生育期間中にその回数を超えて使用することができません。チャにおける「生育期間」とは、前回の摘採終了後から今回の摘採終了までをさします。

●摘採が年間1回の場合



「生育期間」は、前年の摘採終了後から当年の摘採終了までのほぼ一年間となります。

●摘採が年間2回の場合



一番茶の生育期間は、前年の二番茶摘採終了後から当年の一番茶摘採終了まで、二番茶の生育期間は、当年の一番茶摘採終了後から二番茶摘採終了までとなります。一番茶の生育期間に比べ、二番茶の生育期間は短いですが、それぞれの期間における農薬使用回数は原則として同じなので、注意が必要です。

摘採が年間3回の場合も、考え方は同様です。